

令和3年第5回臨時会

湯前町議会議録

開会 令和3年5月26日

閉会 令和3年5月26日

熊本県球磨郡湯前町

令和3年第5回臨時会

会 期 令和3年5月26日(水) 1日間

会 期 日 程 表

月	日	曜	区分	時 刻	日 程
5	26	水	本会議	午前10時00分	開会宣言 会期の決定 議案審議

令和3年第5回湯前町議会臨時会

[第1号]

令和3年5月26日
午前9時59分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3	議案第40号	工事請負契約の締結について
日程第4	議案第41号	工事請負契約の締結について
日程第5	議案第42号	令和3年度湯前町一般会計補正予算(第2号)について
日程第6		議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

2. 応招議員

1番 吉田 精二	2番 西 靖邦
3番 遠坂 道太	4番 椎葉 弘樹
5番 森山 宏	6番 黒木 龍次
7番 味岡 恭	8番 金子 光喜
9番 山下 力	10番 倉本 豊

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 西村 洋一 議会事務局主事 勘米良 康隆

7. 説明のために出席した者

町	長	長	谷	和	人	副	町	長	富	安	智	詞	
教	育	長	中	村	富	人	総	務	課	長	高	橋	誠
教	育	課	中	園	誠	二	保	健	福	祉	課	長	堅
建	設	水	道	池	昌	信	農	林	振	興	課	長	兼
													農
													業
													委
													員
													会
													事
													務
													局
													長

開会 午前9時59分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ただいまから、令和3年第5回湯前町議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。

本臨時会の説明員は、各執行機関代表及び委任された説明員として、課長職及び各課職員が通知されています。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（倉本 豊君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、椎葉議員、森山議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（倉本 豊君） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日1日に決定しました。

-----○-----

日程第3 議案第40号 工事請負契約の締結について

○議長（倉本 豊君） 日程第3、議案第40号、「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案第40号について、提案理由の説明を申し上げます。

湯前小学校外部改修工事について、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育課長（中園誠二君） おはようございます。それでは、議案第40号、工事請負契約の締結についてを御説明いたします。タブレットのほうは、01第40号、工事請負契約をご覧ください。

契約の目的は、湯前小学校外部改修工事でございます。

契約の方法は、指名競争入札によります。

契約の金額は、9,130万円でございます。これは税込の金額となっております。

契約の相手方は、住所、熊本県人吉市城本町 1088。名称、株式会社速永工務店。代表者氏名、代表取締役速永一郎でございます。

学校施設長寿命化計画に基づく国の補助事業、学校施設環境改善交付金事業を利用したの屋上を含む学校校舎外壁及びポンプ室等の改修工事となります。大まかな工事内容は、既存施設を高圧洗浄機で剥ぎ取り、ひび割れ等の補修を行い、防水加工施工後に仕上げ保護塗装を行うものです。

参考資料としまして、タブレットは1つ戻っていただきまして、01-2、湯前小学校外部改修工事仮契約書を添付しております。

よろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○2番（西 靖邦君） 指名競争入札だったということで、何社の業者で行われたのですかね。それと、各社の最も安い価格で請負代金額を決めていると思うのですが、各業者の入札価格はどのくらいだったのでしょうか。よろしく願いします。

○教育課長（中園誠二君） 指名競争入札ですけど、12社を指名しております。ちなみに、その中で、Aランクが6社、Bランクが6社となっております。落札されました業者のほうが、最低見積価格を出しておられます。内容につきまして、大体近い金額を出されている会社が多いのですが、その中で、3社が辞退されております。以上です。

○2番（西 靖邦君） ということは、これは、落札業者は最も安い価格だったということですね。

○教育課長（中園誠二君） そうです。落札業者が最低見積価格を提出されております。

○4番（椎葉弘樹君） 1点確認させていただきます。改修内容は、屋根の部分とポンプ室ということで今説明がありました。全協の中では、5本の骨組みの工事もあったかと思うのですが、それは今回の対象には含まないと考えてよろしいでしょうか。

○教育課長（中園誠二君） すいません。説明の中で、ちょっと上手く説明できなかったようですが、屋根ではなくて、屋上を含む外壁工事となっております。5本の鉄骨につきましては、別工事で発注を予定しております。この工事の中には含まれておりません。

○2番（西 靖邦君） 特に、小学校では外部足場の組立解体作業において、児童の安全第一を考えましたら、学校の休日に作業を実施するとか、そういう入札説明書とか、仕様書は公告されたのですか。業者任せなのですか。

○教育課長（中園誠二君） 工期につきましては、6月1日から10月29日までとして

おります。その中で、夏休みが7月21日から始まりますので、騒音とか、主な工事は夏休み中に実施したいと思っております。協議につきましては、業者側と学校側、教育課入ったところでの工程管理をしていきたいと思っております。その中で、工事に入りましたら、毎朝学校側に工程の計画を説明に来ることも予定しております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第40号、「工事請負契約の締結について」を採決します。この採決は、起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第41号 工事請負契約の締結について

○議長（倉本 豊君） 日程第4、議案第41号、「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第41号について、提案理由の説明を申し上げます。

R2災補農第208号、蓑谷ため池災害復旧工事（単独合併）について、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 議案第41号、工事請負契約の締結についてを御説明いたします。

工事の目的は、蓑谷ため池災害復旧工事です。

工事の概要といたしまして、令和2年7月豪雨災害により、蓑谷ため池に堆積した土砂3万600立方メートルは、国庫補助事業により農業用施設災害復旧工事で浚渫を行い、この工事に併せ、通常時のため池に堆積している土砂と河川部分に堆積

している土砂 8,300 立方メートルは、町単独分として、町債事業によるもので、合計 3 万 8,900 立方メートルの土砂浚渫を行う工事です。

次に、契約の方法は、指名競争入札となります。

契約の金額は、8,382 万円です。これは税込の金額になります。

契約の相手方は住所、熊本県球磨郡多良木町大字多良木 144 番地 1。名称、味岡建設株式会社。代表者氏名、代表取締役味岡俊彦氏です。

資料としまして、仮契約書を別途 02-2、蓑谷ため池災害復旧工事仮契約書として添付しております。

また、議案説明資料として、今回の事業の平面図などを添付しております。議案説明資料の最初のページが、農業用施設災害復旧工事で実施する平面図です。次のページが縦断図で、緑色の斜線で示している部分が農業用施設災害復旧工事分で、堆積土砂を浚渫する部分になります。その次のページが、町単独事業で実施する平面図です。最後のページが縦断図で、赤色の斜線で示している部分が町単独事業で堆積土砂の浚渫をする部分になります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○農林振興課長（稲森一彦君） 契約の相手方のほうのお名前を先ほど読み間違えましたので、訂正させていただきます。訂正部分は、代表者氏名、代表取締役あじおかとしひこ氏です。大変申し訳ございませんでした。よろしくお願いたします。

○2番（西 靖邦君） 堆積土量が 3 万 600 立米ですかね、その排出運搬で、ダンプの往来が激しくなります。交通災害防止のために、交通誘導員の配置場所、人数などについては、入札説明書とか仕様書とかに明記はあるのでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 現在の設計書の中を、そこまでちょっと見ておりませんが、必要に応じてそこらへんは対応していきたいというふうには思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○6番（黒木龍次君） ちょっと 1 点だけ確認させていただきたいと思います。土留工で工事が行われるというふうに思っておりますけれども、要するに、本体から下流側、ため池の本体のほうに土砂の堆積はないのかどうか、そこを確認させてください。

○農林振興課長（稲森一彦君） 議案説明資料のほうをちょっとご覧いただければというふうに思います。議案説明資料の 2 ページにあります。緑色の斜線部分でしている分でございます。これの数字が見にくいので申し訳ございませんが、No. 10 のところに、平成 28 年度に県営事業で造っていただきました堤体のほうがございます。これから下のほうが、議員おっしゃられたような堆積土砂になるかと思えます。この部分につきましても、浚渫するようになっているところがございます。

○5番（森山 宏君） 今課長の説明にありましたように、このスーパー砂防ダムとい
いますか、築堤からの下の部分は、災害のほうで県のほうがやってくれると。この上の
部分に関して町単とおっしゃいましたけども、この町単の部分起債というか、それで
行う。この堤防から上の部分というのは、災害うんぬんではなくて、自然的に堆積する
ものだと思います。そして、ずっとここ毎年と言っていいほど、艇庫のところまで全部
堆積して埋まってきました。今回は災害ですけども、毎年毎年この堤防から上流部分、こ
れは全部町単で毎年やっていかないといけないということを考えますと、もうちょっと
何か、毎年のことだから堆積部分のところを民間に解放するなり、堆積地を逆にもう一
つ沈砂池なりのようなのを単独で作って、そこを掘削場所、採取場所にするというふう
な考えはないですか。

2点です。1点は毎年来るのではないかと。そして、毎年町単で、また債務を増やす
のか。それと、あと一つは、そういう毎年のことだから、沈砂池なりを民間に解放する
というか、誰でも取って良いですよというような施設を作る考えはないのか、2点お願
いします。

○農林振興課長（稲森一彦君） まず第1点目でございますけれども、通常時といいま
すか、たまる土砂については町のほうで浚渫なり、ということで管理をするようになって
いるところでございます。

あと2点目、解放であったりとかということでございますけれども、B&Gの艇庫が
あるかと思えます。その上流側に向かって左側の部分が、私有地になっております。
ここも、所有者の方が県外に在住の方でございまして、そちらの方にまだ御相談申し上
げておりませんが、そういうところに土砂を置くようなことで計画はできないかな
というふうなことは考えておるところでございます。そういうところで、浚渫した土砂
の民間への解放といいますか、そういうことも必要かなというふうには思っているところ
でございます。

○2番（西 靖邦君） すいません、土捨て場なのですけども、3万立米超のやつ、土
捨て場の場所は今どこをお考えですか。その1箇所収まるのですかね。

○農林振興課長（稲森一彦君） 今回の土砂浚渫につきましては、3万8,900立方メー
トルということで、約4万立方メートル近くになるところでございます。浚渫した後の
排土先でございますけれども、通称学校山といわれるようなところに計画しております。
このほかに、山ノ口地区の現在町有林等を伐採したところに、今後土捨て場と土砂置場
というふうに計画したいと思っております。それと、また別の場所につきましても、土
砂置場として確保できる見込みがございますので、こういうようなところも整備しなが
ら行っていきたいというふうに思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 41 号、「工事請負契約の締結について」を採決します。この採決は、起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 41 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 5 議案第 42 号 令和 3 年度湯前町一般会計補正予算（第 2 号）について

○議長（倉本 豊君） 日程第 5、議案第 42 号、「令和 3 年度湯前町一般会計補正予算（第 2 号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 42 号、令和 3 年度湯前町一般会計補正予算（第 2 号）の提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ 339 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 35 億 2,057 万 9,000 円とするものでございます。

主な内容につきましては、国の事業になりますが、低所得者の子育て世帯に対し生活の支援を行う子育て世帯生活支援特別給付金事業に要します補正が主なものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○総務課長（高橋 誠君） 一般会計補正予算（第 2 号）について御説明いたします。

事項別明細書の歳出 11 ページをご覧ください。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する事業に要する補正予算でございます。

款 3 民生費、項 2 児童福祉費、目 4 子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）は、節 3 職員手当等に時間外勤務手当 17 万円、節 10 需要費 2 万 1,000 円は、給付事務に要する消耗品費と旬報掲載に要する印刷製本費を計上しました。

また、節 11 役務費に、給付支払通知書の郵送料の通信費、振込手数料をそれぞれ計上

いたしました。

また、節 12 委託料には、給付事務に必要な電算システム改修業務委託料 68 万 7,000 円を計上しました。

節 18 負担金補助及び交付金には、子育て世帯生活支援特別給付金 1 人 5 万円を、対象者 50 人を見込み、250 万円を計上いたしました。

歳入です。10 ページをお開きください。

款 14 国庫支出金、目 2 民生費国庫補助金は、今回の子育て世帯生活支援特別給付事務費補助金 89 万 4,000 円、事業費補助金 250 万円をそれぞれ計上し、歳出の項目へ補助率 10 分の 10 にて充当いたしております。

12 ページに給与費明細書を載せております。

以上、説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○3 番（遠坂道太君） この制度につきましても、政府のほうで取り決めされたわけですが、給付の条件というか、それにつきましてお尋ね申し上げたいと思います。

○保健福祉課長（高木堅介君） 給付の対象者になります。一つが、令和 3 年 4 月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている者であって、令和 3 年度分の住民税均等割が非課税である者。こちらは申請が不要の対象者となります。今申し上げました対象者のほかに、対象児童の養育者であって、令和 3 年度分の住民税均等割が非課税である者。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、家計が急変し、令和 3 年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者ということで、家計の急変者という方が対象になります。以上です。

○3 番（遠坂道太君） コロナの関係で、家計のほうに影響があったというかたちの、両親がいる方の条件になると思うわけでございます。そして、なぜこういうふうな給付を決めたのか、それにつきましてお尋ねをいたします。

○保健福祉課長（高木堅介君） これにつきましては、国の 10 分の 10 の事業でありまして、ちょっと読み上げます。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給するというものであります。これにつきましては、国の令和 2 年度からの繰越予算になりまして、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金というものが財源となっております。以上です。

○3 番（遠坂道太君） 先ほど申しましたように、生活が困難ということが一つの条件ということでございますが、これはいつ頃支払えるのか、また、ひとり親に対してほかに支援事業はあるのか、2 点お尋ねをしたいと思います。

○保健福祉課長（高木堅介君） まず一つが、住民税均等割非課税の世帯につきましては、こちらは申請不要になりますので、6月の課税処理後ということで、支給予定は7月上旬から末日までを予定しております。

それから、もう一つの家計急変者につきましては、こちらは申請になりますので、申請のための周知を7月中旬頃から行いまして、申請に基づき内容を審査しまして、これは期間が7月中旬から令和4年2月までということで、申請期間を設けまして対応することになっております。

それから、2つ目の質問ですが、今のところ、ひとり親にはこれ以外で特別にはないところであります。以上です。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2番（西 靖邦君） 電算システムの改修業務委託料68万7,000円上がっていますけれども、これはどのような改修なのですかね。それと、既存のシステムでは対応が不可能なのですかね。そのへんをお願いします。

○保健福祉課長（高木堅介君） このシステム改修につきましては、既存のシステムでは対応できない部分というのが、対象者抽出と通知文ですとか、そのあたりの新しい機能が追加になっております。あと、給付金の設定ですとか、支給対象世帯の把握ですとか、そういうものが新たに必要ということで改修するものであります。

○4番（椎葉弘樹君） 先ほど対象者50人と言われました。ひとり親の低所得者とふたり親の低所得者がいると思いますが、本町では今どのような割合になっているかについて、まず確認したいと思います。

○保健福祉課長（高木堅介君） この対象者数につきましては、国のほうで算定式がございまして、概算で50名という算出になっております。これは国からの指示もありまして、当初交付申請をこの後行うのですが、申請の簡素化と支給の迅速化の観点から、簡易的な国の算出式に基づいたもので当初交付申請を行います。変更交付申請の際に、詳細な所要額を見込んで算出して、変更交付申請対応となります。ですので、実際50名が見込みですので、今後処理しまして、増減はありますので、これが仮に60名とかに増えた場合は、また追加で補正予算をお願いすることになるかと思っております。以上です。

○4番（椎葉弘樹君） ひとり親世帯とふたり親世帯の内訳について確認したところでした。この予算書の目の説明を見ますと、子育て世帯生活支援特別給付金のその他の世帯分というふうになっております。その他というのは、恐らくふたり親のほうだと思うのですが、今回の予算というのはふたり親世帯のみの対応なのでしょうか。

○保健福祉課長（高木堅介君） その他世帯分というのは、ひとり親世帯以外の世帯ということになります。以上です。

○4番（椎葉弘樹君） ということは、本町においては、ひとり親世帯の低所得者は該

当者がいないということで理解してよろしいでしょうか。

○保健福祉課長（高木堅介君） 申し訳ありません。この特別給付金には2つございまして、低所得のひとり親世帯につきましては県が実施主体となります。これにつきましては、申請不要となっております、実はもう5月11日に県のほうで支給済ということで、本町の対象世帯は30世帯となっております。以上です。

○4番（椎葉弘樹君） では、今回はふたり親世帯の低所得の方が対象になるということで理解しました。

あともう1点ですね、支給の要件の3番目の説明の中に、新型コロナウイルスの影響を受けた方という条件がありました。家計が急変して、児童手当を受給している方と同じ水準というふうに説明があったわけですが、これは町としてはどのように判断するお考えでしょうか。

○保健福祉課長（高木堅介君） この部分につきましては、詳しくは国のほうから基準がまだ来ておりませんので、それで判断することになると思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第42号、「令和3年度湯前町一般会計補正予算（第2号）について」を採決します。この採決は、起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（倉本 豊君） 日程第6、「議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第74条の規定によって、お手元に配りました次の議会の会期、会期日程等の議会運営の基本に関する事項及び前項以外の議長の諮問にかかる事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 以上で、全ての議案審議は終了しましたが、ここでお諮りします。本臨時会の会議録調製に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。よって、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 令和3年第5回湯前町議会臨時会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前10時35分

この会議録は書記が記載したものであるが、正確を証するためここに署名する

令和 年 月 日

湯前町議会議長

湯前町議会議員

湯前町議会議員